

会 長	事務局長	係

## 第 8 2 6 回

### 宿 毛 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 令和 2 年 7 月 3 日（金曜日）午後 1 時 3 0 分

2. 場 所 宿毛市役所 3 階 委員会室

3. 出席者（18 名）

1 番 田村 磨利	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 小川 節美
7 番 澤田 誠規	8 番 今津 久雄	9 番 小島 久司
10 番 寺田 巧	11 番 羽賀 大透	

---

2 番 保田 稔	3 番 川島 照久	4 番 西山 讓
5 番 細川 秀信	6 番 山本 大	7 番 浦田 久永

4. 事務局等出席者

事務局長心得兼農地係長 小松 憲司 事務局主事 山本 恵美  
産業振興課農業振興係長 舩谷 心悟

5. 付議案件

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請審査について  
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請審査について  
議案第 3 号 宿毛市農用地利用集積計画について  
議案第 4 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）  
議案第 5 号 宿毛市農業委員会永年勤続委員表彰の被表彰者の選考について

- 議長 長 これより、第826回宿毛市農業委員会会議を開会いたします。  
「議事録署名委員」の指名を行います。  
議事録署名委員は、11番羽賀大透委員、1番田村磨利委員にお願いいたします。
- なお、1番松本 功委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告します。
- これまで、新型コロナウイルス感染症拡大防止と危機管理の観点から推進委員は出席せず農業委員のみとし、規模を縮小して開催してきましたが、高知県内での感染拡大が見られず一定落ち着いている事から3月以降4カ月ぶりに全委員出席により開催することとなりました。
- なお、引き続き、会議中のマスク着用、室内の換気、座席を一定間隔に空けるなどの感染防止対策を行い、会議の時間も密を避けるため、長時間にならないよう今まで以上にスムーズな進行に、委員の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。
- 議長 長 これより議事に入ります。
- 議長 長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
- 議長 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局員 議案第1号「農地法第3条許可申請」についてご説明いたします。  
今回の申請は5件。内訳は、贈与による所有権移転です。  
番号8番。場所は3ページと4ページに位置図をつけています。2カ所になります。まず3ページ、大字宿毛。与市明トンネルを宿毛バイパスに沿って南へ下り、東側にあるジョイフルと宿毛高等学校の間に広がる農地のうちの1筆。もう1カ所は4ページ、大字芳奈。宿毛市総合運動公園南側の道路と県道橋上平田線と交わる三叉路付近に広がる農地のうちの2筆になります。仕事の関係（4月に四万十市から異動）で譲受人は勤務地の四万十町在住で宿毛市から少し離れております。母親である譲渡人も作業を手伝うとのことでした。  
贈与で、取得後は水稻を作る予定とのことでした。  
全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。  
続きまして、番号9番。場所は5ページと6ページに位置図をつけております。2カ所になります。

まず5ページ、大字芳奈。幡多けんみん病院の北側、芳奈方面に抜けるトンネル近くに広がる農地のうちの1筆。もう1カ所は6ページ、先ほどの農地から西側へ進み、宿毛市総合運動公園南側の道路と県道橋上平田線と交わる三叉路近くに広がる農地のうちの2筆になります。

孫への贈与で、取得後は「農業組合法人●●」及び●●さんへ使用貸借を行います。

本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続いて番号10番。場所は7ページに位置図をつけております。

大字芳奈。芳奈口停留所から県道橋上平田線を入り、宿毛市総合運動公園へ行く道を左に見て北に進んだ芳奈老人憩の家の東側、住宅の間に点在する農地のうちの5筆になります。

孫への贈与で、取得後、田の一部は引き続き●●さんへ使用貸借し、残りは野菜を作る予定とのことです。

本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続いて受付番号11番。場所は8ページ、9ページに位置図をつけております。2カ所になります。

まず8ページ、大字芳奈。幡多けんみん病院の北側に広がる農地のうちの5筆。もう1カ所は9ページ、芳奈老人憩の家から奥へ進んだところにある農地のうちの2筆と、そこから東南に下がった芳奈農村公園の近くにある農地2筆になります。

贈与で、取得後は水稲、みかん、季節野菜を作る予定とのことです。

本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

最後に番号12番。場所は10ページに位置図をつけております。

大字奥奈路。橋上中学校の北側を通る主要地方道宿毛線の東側の住宅が点在する農地のうちの1筆と、そこから奥奈路橋を渡り、岡村養鶏場東側の農地1筆になります。

贈与で、取得後は直七と季節野菜を作る予定とのことです。

本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の申請は以上5件になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長 続きまして、受付番号8番から11番について、芳奈地区担当の澤田委員より説明をお願いします。

○澤田委員 【議案書をもとに8番から11番朗読】

8番については土曜日に確認に行きました。宿毛についても確認し、いずれもよろしくということです。

9番は孫への贈与で前から相談を受けていました。孫が結婚して農業をしたいということで双方ともよろしく申し上げますということです。

10番は、さきほどの妻から同じく孫への贈与です。いずれもよろしくとのことです。

11番は1カ月前から●●さんから相談を受けていました。土曜日に電話をして確認して間違いのない、よろしく申し上げますとのことです。

○議 長 続きまして、受付番号12番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いします。

○濱田委員 【議案書をもとに12番朗読】

新型コロナの状況ですので、●●には行けないので息子の●●さんに確認をして間違いのないということですので審議よろしく申し上げます。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

【浦田委員から9番と10番の資料中、耕作面積について質問あり】

【事務局より訂正する】

○田村委員 農地パトロールの時に管理ができていない状態が見受けられていたが、現在はすっきりした状態になっている。また、今後パトロールの際に状況を見て助言してほしい。

○議 長 ほかにご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議 長 ほかになれば、これより採決をいたします。  
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」5件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしということですので、「議案第1号の5件」は、許可することに決しました。
- 議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。
- 議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局長 議案第2号「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。  
受付番号9番。所在地 平田町戸内、位置図は12ページになります。  
国道56号線、延光寺入口交差点から東へ進み、市道沿いの土地です。  
転用目的は、申請者は現在、事業用の駐車場と資材置場として小筑紫地区に土地を借りていますが、当該地は、海に面し地震による津波の影響を受ける恐れがあることから、高台への移転のため、また、今回申請しております隣地の宅地には、役員の居宅があり、利便性も良いため、今回、休耕地であった申請地を新たな用地として選定したものです。  
農地転用に伴う、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。  
駐車場と資材置場設置に伴う農地の転用面積は859㎡。資金計画といたしましては、土地取得費520万円。自己資金520万円です。  
農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず「その他の農地」と判断されることより転用に支障なしと考えております。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議 長 続きまして、受付番号9番について、戸内区担当の私のほうから説明いたします。
- 会長説明 **【議案書をもとに9番朗読】**  
先日、双方に電話で確認をして間違いないので、よろしく申し上げますということです。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。  
議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第2号」の1件は、意見を付して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画」についてご説明いたします。  
議案書は13ページになります。申請件数は1件です。  
番号10番。再設定です。利用権設定の借主は「公益財団法人高知県農業公社」となっております。高知県農業公社というのは「農地中間管理機構」のことです。  
まず議案第3号として所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど14ページにあります議案第4号としまして配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。  
それでは、利用権設定の説明をいたします。  
今回申し出のありました1件3筆の内訳は、いずれも所在地は中角地区内、松田川沿いに広がる農地のうちの3筆になります。  
なお、貸借の期間は、いずれも令和2年7月10日から令和7年7月9日までの5年間となっております。  
通常でしたら、委員の皆さま方に、この借主は「農地すべてを効率利用する人なのか」とか「必要な農作業に常時従事するのか」といった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間機構で、農地中間

管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。

以上のことから、事務局は今回申し出のありました10番について農業基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

今回の利用権設定は以上になります。

○議 長 続きまして、受付番号10番について、中角地区担当の山本委員お願いいたします。

○山本委員 【議案書をもとに10番朗読】

先日、●●さんには電話で確認しました。農業公社のほうは産業振興課の柘谷係長のほうが確認済み、問題ないのでよろしくをお願いします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第3号」の1件は、市に通知することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第4号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」を議題といたします。

○議 長 産業振興課 柘谷係長より議案の説明をお願いいたします。

○担当課説明 【議案書をもとに14ページの説明】

農用地利用配分計画について説明いたします。14ページをご覧ください

い。

こちらは、議案第3号で承認いただきました農用地集積計画について、高知県農業公社が借り受けた農地を、受け手に配分する計画となっております。

こちらの議案第4号「(別紙)借受選定理由書」によりまして、別紙No.1～3として記載されておりますが、13ページの3筆につきまして、選定理由にある各項目でポイントが一番高い経営体である農事組合法人●●が借受者として適当であるとして、配分計画を作成しています。

なお、今回の計画については、これまで5年間で利用権が設定されていたものの期限が到来するにあたり、さらに5年間の延長をするものとなっております。

以上、農用地利用配分計画の説明です。ご審議をお願いします。

○議長 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 長 これより採決をいたします。  
議案第4号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」担当課、舛谷係長より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め、市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 長 異議なしということですので、「議案第4号」1件は、市に答申することに決しました。

○議長 長 続きまして、議案第5号「宿毛市農業委員会永年勤続委員表彰の被表彰者の選考について」を議題といたします。

○議長 長 事務局より説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第5号「宿毛市農業委員会永年勤続委員表彰の被表彰者の選考」についてご説明いたします。配布資料をご覧ください。

こちらは、「宿毛市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員並び



に農業委員会職員の永年勤続に関する感謝状贈呈基準」に基づき、感謝状を贈呈するものです。

基準は、平成28年度の農地法の改正に伴い新しく農地利用最適化推進委員が新設され、前回改選時（平成29年7月5日会議）において標記等見直しております。

候補者一覧の4名の方につきましては、長きにわたり農業委員及び農地利用最適化推進委員を務められ、ご尽力いただいたものであります。

基準の第4条にありますように、被表彰者の選考につきましては、あらかじめ農業委員会総会で行うこととありますので、表彰することを提案いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 長 事務局より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長 長 これより採決に入ります。  
議案第5号「宿毛市農業委員会永年勤続委員表彰の被表彰者の選考について」は、事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長 長 異議なしということですので、議案第5号「宿毛市農業委員会永年勤続委員表彰の被表彰者の選考について」は、原案のとおり承認されました。

（協議事項）

○議長 長 続きますして、協議事項に入ります。  
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

○事務局長 非農地証明についてご報告いたします。  
受付番号7番、9番、10番。所在地 橋上町橋上 登記地目 田（P17）

場所は主要地方道宿毛津島線を進み、宿毛建設資源利用共同組合事務所への進入路沿いの土地で、いずれの土地も30年以上前から田として利用し

ておらず、2294番1については雑種地、2301番及び2302番、2304番については、雑種が生い茂り原野となり現在に至っております。

続いて受付番号8番。所在地 山奈町芳奈 登記地目 田1筆（P18）  
場所は申請者自宅から奥に入った土地で60年以上前から田として使用しておらず、雑木が生え山林となり現在に至ります。

続きまして、受付番号11番 所在地 山奈町芳奈 登記地目 田4筆（P19）

場所は芳奈地区内、4カ所に点在し、いずれも30年以上前から畑、田として使用しておらず雑木が生え山林となり現在に至ります。

最後に、受付番号12番。 所在地 橋上町奥奈路 登記地目 畑（P20）

場所は奥奈路地区内、30年以上前から畑として使用しておらず、杉が生え山林となり現在に至ります。

以上6件につき、農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議 長 続きまして、受付番号7番及び9番、10番について、橋上地区担当の濱田委員お願いいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに7番及び9番、10番朗読】  
本人に確認して間違いがないということです。

○議 長 続きまして、受付番号8番及び11番について、芳奈地区担当の澤田委員お願いします。

○澤田委員 【議案書をもとに8番及び11番朗読】  
30年以上前から農地として機能していません。両者ともよろしく願いしますとのことです。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

（「なし」との声あり）

○議 長 これより採決をいたします。  
非農地証明6件につきましては、審議の結果問題ないということですので

で、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、非農地証明6件は、証明することに決しました。

(報告事項)

○議長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 (県に送付した結果の報告について)

第823回宿毛市農業委員会総会で承認となり県に意見を付して送付した、第5条申請(受付番号2号、4号)について、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

○事務局員 (公務災害補償制度への加入について)

それでは、はじめに、委員活動中における公務災害の関係の説明をさせていただきます。お手元にお配りしている資料1「公務災害補償制度について」をご覧ください。

この公務災害補償制度は、委員の皆さまが公務中、日々の活動中に不慮の事故で死亡されたり、または入院されたりするような場合に補償されるもので委員の皆さま全員にご加入いただいております。

なお、現在の公務災害補償制度については、今年の9月末で1年間の保険期間が満了します。

つきましては、引き続き1年間一人あたり1口分の加入申し込みについてご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

保険料については、1口分1,000円となっており、次回8月の会議の時に集金することとし、掛け金の1,000円をおつりのいらぬようにご用意いただきますようお願いいたします。

(幡多地区農業委員会全員研修会のお知らせ)

続きまして、幡多地区農業委員会全員研修会開催のお知らせです。今年は8月21日(金)午後1時30分から3時30分までの予定で、四万十市の中村プリンスホテルにおいて幡多ブロックの農業委員会全員研修会が開始されます。委員の皆さまには、ご多忙のこととは思いますが日程調整よろしく申し上げます。後日、高知県農業会議から正式な通知が届き次第、

委員の皆さまへ研修会への出欠を確認するとともに、あわせて移動手段の確認を行う予定です。

また、直前になってやむを得ず欠席をされる場合は、分かり次第必ず事務局までご連絡ください。

(農地パトロールの実施について)

続きまして、農地パトロールの実施について説明いたします。資料2をご覧ください。実施要領や班分け、当日の日程について順番にご説明いたします。

農地パトロールは来月の会議開催にあわせて8月3日(月)午前中に計画しております。委員の皆さまには、ご多忙のところ暑い中にはなりますが、日程調整よろしくお願ひします。

まず、「宿毛市農地パトロール(利用状況調査)実施要領」について説明いたします。こちらの内容は、平成29年7月に審議して策定した実施要領になります。内容に変更はありません。

次に農地パトロールの流れについて、実施要領から一部抜粋して説明いたします。農地パトロールの実施を通じて、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用防止対策に向けて取り組みを進めていくこととして毎年8月に農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局、産業振興課と合同で市内を5つに区分けし、現地調査を実施しております。

調査の進め方については、例年同様に、農地を確認し農地としての利用が再生可能と再生困難な土地の仕分けを行います。再生可能な場合は緑色、再生困難な場合は赤色でそれぞれ台帳に記入をお願いします。

なお、前回のパトロールの際に荒廃していた農地には、あらかじめ図面に印を記入していますので、昨年と比べて今年の状況についてチェックをしていただきます。

農地パトロール終了後には、各班でパトロールの結果の取りまとめを行いその後、委員全体で報告会にて現状と課題を整理することとしております。

また、農地パトロールの実施については、事前に広報「すくも」7月号(7月1日発行)にてお知らせの記事を掲載しております。

次に班分けについて説明します。担当一覧(案)をご覧ください。昨年度からの変更はありません。今年度も引き続きこの内容で実施したいと思います。

続きまして日程については、8月3日(月)午前9時に市役所本庁舎3階委員会室に集合をお願いします。記録図面や筆記用具はその時にお渡し

し、事前打ち合わせのあと順次出発する予定となっています。

大雨や台風等の悪天候が見込まれる場合や、事前に台風の接近が予想されるなど、数日前の段階で延期を決定した場合は、決定次第皆さまに電話連絡をさせていただきます。

ただ、当日の朝など直前になって延期を決定した場合は、当日の8時30分ごろから順次皆さまに電話連絡をさせていただきますので、当日の朝は携帯電話の電源を入れておいていただきますよう、お願いいたします。

次に昼食については、これまでと同様、パトロールが終了し市役所到着後に各自昼食休憩となります。

午後からは、1時に委員会室に集合し、各班でパトロールの結果を取りまとめのうえ1時30分から報告会を行い、報告会終了次第、通常の会議という流れで進めていきたいと思っております。日程等は来月の議案送付時に再度お知らせいたしますのでご確認ください。

以上で、農地パトロールの実施についての説明を終わります。

(活動記録簿の提出について)

次に活動記録簿の提出のお願いです。4月から7月までの4カ月の内容確認を行いますので8月3日(月)の午後からの会議の時に提出をお願いします。

なお、皆さまから提出いただきました記録簿は、事務局で内容を確認・点検を行い後日郵送にて返却する予定です。

(次回会議の日程について)

最後に次回会議の日程についてお知らせします。次回会議は改選に伴う臨時会議を7月20日(月)に行います。議案送付は7月13日(月)を予定しております。よろしく申し上げます。事務局からは以上です。

○議長 他に何かありませんか。

(「なし」との声あり)

(4名の委員から挨拶)

○議長 本日は改選前最後の会議となり、19日の任期満了まで残りわずかとなりました。この3年間、委員の皆さまには日頃から委員会活動へのご尽力をいただきありがとうございました。皆さまからご挨拶をいただきたいと思います。

今回の改選で4名の委員がご勇退されますので、順番にご挨拶をお願いいたします。田村委員さん、小川委員さん、今津委員さん、細川委員さん、ありがとうございました。退任されましても、今後の農業委員会活動へのご支援のほど、よろしく願いいたします。

それでは、田村委員さんから順番をお願いいたします。

○田村委員 (挨拶)

○小川委員 (挨拶)

○今津委員 (挨拶)

○細川委員 (挨拶)

○議長 どうもありがとうございました。いつもでしたら退任される委員さんと新しい委員さんを交えて懇親会を行うところですが、今回は延期とし、開催時期については事務局と調整のうえ改めてご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

議 長            それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。これで第826回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和2年7月3日

会 長

農業委員

農業委員